

# オーストラリアン・カリキュラムにおける調整の手続き

## —ニューサウスウェールズ州シラバスに焦点を当てて—

山中 冴子 埼玉大学教育学部特別支援教育講座

キーワード：オーストラリアン・カリキュラム、ニューサウスウェールズ州シラバス、合理的調整

### 1. はじめに

オーストラリアは2011年に、ナショナル・カリキュラム（オーストラリアン・カリキュラム；Australian Curriculum、以下、AC）を導入した。ACは障害のある児童生徒をはじめ、多様なニーズを包摂するインクルーシブなカリキュラムとして設計されている一方、必要があれば、個々のニーズに応えるための合理的調整（reasonable adjustments）の実施が求められている。合理的調整については、1992年「障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act）」やその細則に当たる2005年「教育における障害基準（Disability Standards for Education）」に規定があり、ACでもこれらを遵守することとなっている。

ACがインクルーシブなものとして機能しているのかどうかについては、シラバスや具体的な評価方法を策定する各州・特別地域（以下、各州とする）の実施状況を検討せねばならない。そこで本稿では、ニューサウスウェールズ州（New South Wales、以下、NSW）がACを踏まえて策定したNSWシラバスにおいて、特に知的障害のある児童生徒を念頭に、合理的調整がいかなる手続きで実施されるのかについて検討する。

本稿ではまず、カリキュラムの調整にも関わる全国的な取り組みを取り上げ、ACのインクルーシブな実践が求められていることを述べる。次に、NSWシラバスの全体構造を、8つの学習領域（learning areas：英語、算数・数学、科学、人文科学と社会科学、芸術、言語、保健体育、テクノロジー）のうち、特に英語（English）に注目しつつ述べる。そして、障害のある児童生徒のニーズに対応するための調整手続きを、いわゆるカリキュラム・マネジメントに該当すると考えられる「教授・学習サイクル（teaching and learning cycle）」を踏まえて明らかにする。

日本でもインクルーシブ教育システムの実現に向けて、特別支援学校と通常学校の学びの連続性をいかに保障するかが議論され、新しい学習指導要領が策定された。日本では十分に研究されていないオーストラリアの展開は、今後の日本にとって示唆に富むであろう。

### 2. 合理的調整とその可視化

オーストラリアでは、障害者差別禁止法を根拠に、様々な分野での合理的調整が求められている。「教育における障害基準」は、あらゆる教育機関に対して、就学、コース及びプログラムへの参加、カリキュラム及び資格認定、児童生徒への支援サービス、ハラスメントやいじめの排除における合理的調整の実施を義務付けている<sup>1)</sup>。ACにおいても、障害者差別禁止法や障害基準の遵守が求められているが<sup>2)</sup>、学校教育は各州の裁量下にあることから、実際のところ、どのように障害者差

別の是正が進められているのかについては全国的な把握が容易ではなかった。

そこで同国では2013年から、「障害のある児童生徒に関する全国統一情報収集プログラム (Nationally Consistent Collection of Date on School Students with Disability; 以下、NCCD)」が開始され、2015年よりすべての学校が参加している。これは、全国の義務教育段階のすべての学校が実施している調整や支援、それらの水準について、毎年変わらぬ方法でデータが収集・報告されるものである。

各学校から提供される情報は、①児童生徒に提供されている調整の水準（最低でも10週間程度は継続して提供されたもので、支援は要するものの特段の調整を要しない段階から教育活動全てにおいて個別指導を要する段階までの4段階で把握する。診断書や保護者との面談記録、個別の指導計画などの証拠も必要）、②大まかな分類による児童生徒の障害（身体の障害、認知の障害、社会性／情緒の障害、感覚の障害から選択）、③学年である<sup>3)</sup>。

各学校は、学内で障害のある児童生徒のために組織される支援チームを中心に、1年間を通して、児童生徒本人や保護者と協議し、適切な情報収集と情報共有に努め、児童生徒のニーズを把握、個々のニーズに対応するための合理的調整を実施し、その影響をレビューする。このような各学校のプロセスを通して全国から情報が寄せられるNCCDは、行政機関のより良いリソース提供に資することはもちろん、各学校で合理的調整に関する理解と実践の質が高まることが期待されている<sup>4)</sup>。NCCDのサイトでは、各学校のNCCDの取り組みや調整のレベルごとの実践例が公開されている<sup>5)</sup>。

NCCDによって、カリキュラムにも関連した合理的調整の全国的な実態が把握され、それらが可視化されることは、ACがインクルーシブなものとして機能する上でも重要な意味をもつと言える。

### 3. NSWシラバス「英語 (English)」の概略

NSWシラバスは、学習領域ごとの目標 (objectives)、それを2学年ごとのステージ (就学1年前を対象とした初期ステージ1と、義務教育段階であるステージ1から5、さらにステージ6まで) に応じてより具体的に示した成果 (outcomes)、さらにそれらに迫るための内容 (contents) から構成されている。就学1年前から義務教育段階の英語のシラバスは「English K-10」といい、Kは初期ステージ1が対応する就学前の機関 (kindergarten) を、10はステージ5の後半に該当する10年生を指している。

目標は、知識 (knowledge)、理解 (understanding)、スキル (skills)、価値 (values)、態度 (attitudes) の観点から示されている。英語では、知識、理解、スキルについての目標として、A「話すこと、聞くこと、読むこと、書くこと、見ること (viewing)、表現することを通してコミュニケーションを図る」、B「目的、聞き手、文脈に合わせて意味を生成・形成するために言語を使用する」、C「想像的、創造的、解釈的、批判的に思考する」、D「自己や他者及び周囲との関わりについて表現する」、E「英語の学習を通して、学習のあり方を振り返る」の5つが設定されている。さらに、価値と態度についての目標としては、「学習における英語の重要性」や、「英語、文学、学習を楽しむことで得られる個人的豊かさ」、「自分のものの見方や経験を表現する上での英語の力」、「様々な言語モードを使用したコミュニケーション力」、「他者とより積極的に関わるための言語の役割」、「真正な (authentic) 英語や言語の多様性」、「想像的、創造的、解釈的、批判的思考」を享受することが挙げられている<sup>6)</sup>。

以上のような目標は、各ステージにおける成果という形でより詳細に明示されている。例えばステージ1（1、2年生）での上記Aは、①「多様な場面で人との関わりに必要なスキルを実践及び調整する」、②「身近な人に向けて、馴染みのある話題について短くシンプルなテキストを構成する」、③「デジタル技術を用いて文字のサイズや傾斜を変えるなど伝え方を工夫する」、④「馴染みのない話題について理解するために、様々な媒体や技術を用いながら、読む・見るといったスキルや戦略を拡充する」、⑤「単語を綴る際、文字、音の組み合わせ、見ただけで知っている単語をわかる力など多様な戦略を用いる」以上5つの成果として整理されている<sup>7)</sup>。

内容も各ステージで違いはあるが、概ね上記A,Bはそれぞれ「話すこと・聞くこと (speaking and listening)」、「書くこと・発表すること」、「手で書くこと・デジタル技術を使用すること」、「読むこと・見ること」、「綴り」の観点から構成されている。Cは「想像的・創造的・解釈的・批判的に思考する」、Dは「自分自身を表現する」、Eは「学習を振り返る」となっている<sup>8)</sup>。例えば、ステージ1の上記Aに対応した内容のうち「話すこと・聞くこと」は、「文脈を捉えた知識の発展と適応」(場や役割によって用いられる言語が異なることを理解する、表情・ジェスチャーなどの手段を組み合わせるなど)、「言語形態や特徴の理解と適応」(依頼したり命じたりの方法の違いを理解する、議論で発言する順番の交代、質問その他の方法を用いる、詩や歌にあるリズム・音・単語のパターンに触れる、非言語を含め感情表現の方法を探求するなど)、「テキストへの応答・テキストの構成」(議論において聞く姿勢や興味を示す、考えや質問を出す、ロールプレイや劇を通してキャラクターを表現するなど)からなる<sup>9)</sup>。

教材については、例えば初期ステージ1からステージ3までは、口頭テキスト、印刷されたテキスト、視覚的テキスト、メディア・マルチメディア及びデジタルテキストといった、多様なテキストを使用しなければならない。これらの教材では、学校や地域の状況を踏まえつつ、オーストラリアの文学作品（アボリジニーを扱ったものを含む）、詩や演劇の脚本、異文化間の経験やアジアの人々及び文化、日常生活・地域に関すること、現代的課題など幅広い事実に基づくもの、環境や持続可能な社会に関するものを扱うこととされている<sup>10)</sup>。

#### 4. NSW シラバスの「教授・学習サイクル」

NSW シラバスを各教育現場で実施するにあたっては、「教授・学習サイクル (teaching and learning cycle)」に則ることとされている。このサイクルは、事前評価 (assessment)、計画立案 (planning)、プログラム作成 (programing)、実施 (implementing)、事後評価 (evaluating) からなる<sup>11)</sup>。

事前評価は、児童生徒の学習到達状況や学習を開始するポイントを把握するためのもので、①学習開始前、②学習の最中、③単元及び1～2学年ごと、以上3つのタイミングで実施される。このほか、何らかの学習上の困難に関する診断 (diagnostic assessment) が行われることもある。

事前評価を踏まえて、①学校全体 (whole-school)、②学年やクラス別、また必要に応じて③個別に計画立案がなされ、さらに、学年ごとの内容に沿った授業が構想される (プログラム作成)<sup>12)</sup>。③については、児童生徒に障害がある場合などが該当し、詳細は次節にて述べる。

事後評価は、今後のプログラムの検討 (教授方法、進度、教材の変更、付加的支援の検討など) や、求められる成果を明確にするためになされる。

計画立案ならびにプログラム作成においては、シラバスで求められる成果及び児童生徒個々に

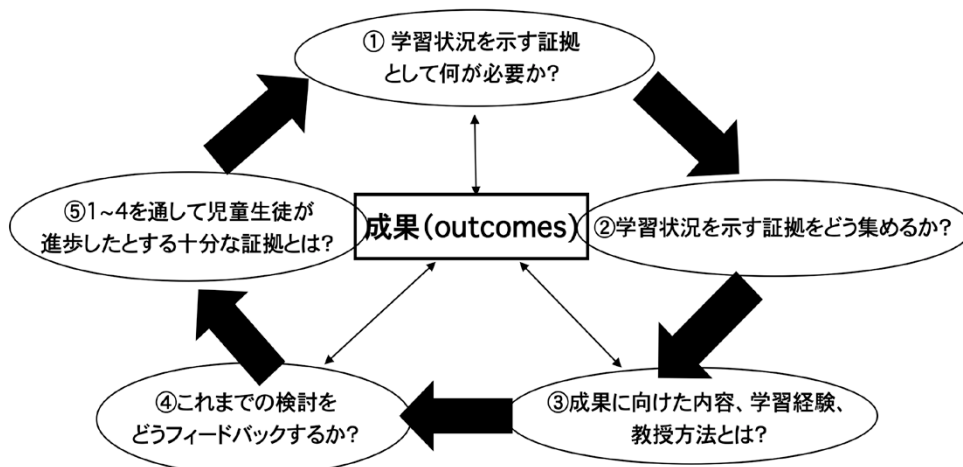


図1 「教授・学習サイクル」における計画立案・プログラム作成モデル

出典：Board of Studies (2011) *English K-6 Support Materials for Students with Special Educational Needs 2011: Teaching and learning cycle (updated December 2013)*, 9を訳し、一部変更して作成。

求められる成果に照らしながら、どのような学習内容・学習経験・教授方法が必要なのか、この検討がどうフィードバックされるのか、児童生徒の進歩はどのような取り組みによってもたらされたのかを見極めていく<sup>13)</sup>。児童生徒の学習状況にはじまり、何らかの成果をもたらした取り組みに至るまで、根拠となる情報を十分に収集しておくことも求められている。図1を参照されたい。

学習状況の証拠となる情報を収集し、具体的な実践につなげ、その取り組み自体を評価していく教授・学習サイクルは、いわゆるカリキュラム・マネジメントと換言できるであろう。

## 5. 「協同的カリキュラム計画」における調整の検討

児童生徒に障害がある場合、教授・学習サイクルにおける計画立案の段階から、必要に応じて個別の対応が取られることになる。

この場合の障害とは、NSW教育基準局 (Education Standards Authority) によると、読み障害 (dyslexia)・書字障害 (dysgraphia)・算数障害 (dyscalculia) といった学習困難 (learning difficulties)、知的障害 (intellectual disabilities)、精神疾患 (mental illness)、自閉症スペクトラム障害 (Autism Spectrum Disorder)、感覚障害 (sensory impairment)、肢体不自由 (physical disabilities)、言語障害 (speech and language disorders)、慢性疾患 (chronic illness) が該当する<sup>14)</sup>。

障害のある児童生徒の個別のニーズに対応するためには、校長の責任のもと、教授・学習サイクルの計画立案において、協同的な取り組みが求められている。これを「協同的カリキュラム計画 (collaborate curriculum planning)」という。ここには児童生徒本人、保護者、教員に加え、その他の専門家 (療法士など) が必要に応じて参画し、学習領域を見渡しての優先事項、児童生徒が学習成果を達成できるようにするための調整の必要性やそのあり方を検討する<sup>15)</sup>。その際、就学、学校の変更、クラスの変更、進学などといった、様々な移行に関わるニーズを勘案することが重要とされている<sup>16)</sup>。

具体的には、以下のような事柄を個々に合わせて検討する<sup>17)</sup>。

- ①年齢に適した (age-appropriate) シラバスを実施するための調整及び評価のあり方
- ②学習上のニーズを踏まえ、年齢に適したシラバスの成果・内容の選択
- ③年齢に適した内容を通して追求する成果を前ステージから選択
- ④中等教育段階 (ステージ4～5：7～10年生) の知的障害のある生徒に対してはライフスキルの採用

ライフスキルについては後述するが、少なくとも初等教育 (初期ステージ1からステージ3) までは、障害のない児童生徒と別立てのシラバスを策定するのではなく、障害のある児童生徒の実年齢から、他の児童生徒とともにアクセスできる内容を明らかにしつつ調整を徹底し、追求する成果に幅を持たせようとしていることがわかる。

NSWシラバスにおける調整の具体例としては、教室環境の調整、教材教具の調整 (テクノロジーの使用、拡大印刷、単純化したテキスト、図版などに付け加える説明文、口頭説明など)、遠足など行事参加に関わる調整、学習や単元内容・単元時間の調整、非言語コミュニケーションを含む個々のコミュニケーション戦略の採用、教員や教員補助もしくは仲間からのデモンストレーションの提供、支援を受けながら、もしくは自分でやってみる機会の確保、グループワークや教えあいの活動における付加的支援が挙げられている<sup>18)</sup>。

そして、調整は先のNCCDに則り、例えば喘息といった疾患や精神疾患があり、健康状態を観察し続ける必要がある、健康管理について教員研修を行う、建物改修済であり仲間からの支援があれば移動可能である、などといった、シラバスのあり方に何らかの変更を加えない程度のものから、教育活動の広範囲にわたる調整までの4段階で把握される<sup>19)</sup>。

## 6. 知的障害がある場合の対応

NSWシラバスは、中等教育段階 (ステージ4、5、6) から、知的障害のある生徒を対象にしたシラバス (Life Skills ; 以下、ライフスキル) を策定している。ライフスキルは、各学習領域で策定されており、7-10年生 (ステージ4-5) を対象としたものと、11-12年生 (ステージ6) を対象としたものがある<sup>20)</sup>。

これはあくまでも、障害のない生徒と共通のカリキュラムにおける調整を徹底して試みた後の選択肢として提示されており、単なる学力低下は対象外であることは言うまでもなく、知的障害があっても、カリキュラムの調整及び支援が有効に機能する場合は対象外である<sup>21)</sup>。

7-10年生 (ステージ4-5) のライフスキルは、「ライフスキルに基づく成果と内容 (Life Skills Outcomes and Content)」という。特定の教科で一貫してこれが採用されることもあれば、単元ごとに採用されることも可能で、生徒のニーズや実態に合わせて柔軟な運用が可能となっている。

11-12年生 (ステージ6) のライフスキルは、後期中等教育修了資格 (Higher School Certificate) を念頭に置いている。ステージ5までとは異なり、例えば英語が、①スタンダード英語 (English Standard)、②スタンダードよりも発展した内容からなるアドバンス英語 (English Advanced)、③スタンダード英語に代わって履修できる英語学習 (English Studies)、④英語を母語としない生徒向けの英語 (English EA/LD)、⑤アドバンス英語よりも高度な内容を扱うエク

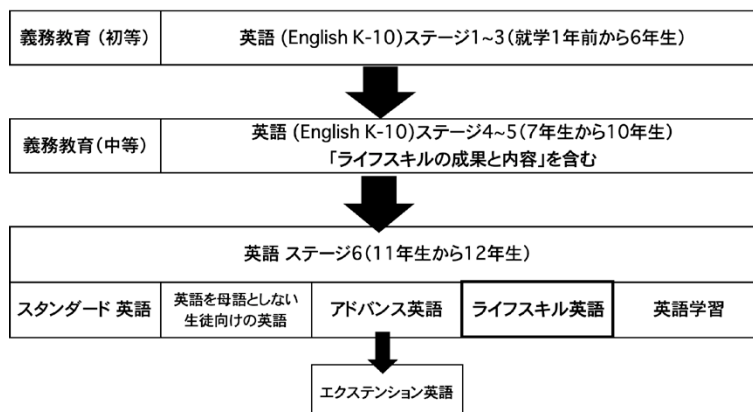


図2 NSWシラバスにおけるライフスキル

出典：NSW Education Standards Authority (2017) *English Life Skills: Stage 6 Syllabus*,11を訳して作成。

ステンション英語 (English Extension) と区分されていく中の一つのコースとして、⑥ライフスキル英語 (English Life Skill) が設定されている<sup>22)</sup>。図2を参照されたい。

児童の実年齢を重視した初等教育とは異なり、中等教育は実年齢と発達年齢の開きが大きくなることから、このような対応が取られているものと考えられる。このことについては、別の機会にて詳細を検討したい。

## 7. おわりに

児童生徒の多様性を排除しないカリキュラムとして策定されたACをNSWで実施する際のNSWシラバスは、学校種別や障害の有無、さらには障害種別を問わないインクルーシブなものとして設計されている。具体的には、初等教育段階では児童個々に合わせた徹底した調整が求められ、あくまでも児童の実年齢に適した成果や内容を保障すべきこととされている。知的障害を対象としたライフスキルは中等教育段階から導入されるが、これはあくまでも徹底した調整を試みた後の選択肢として示されている。また、ライフスキルを採用するにしても、特に前期中等教育段階では、それをどのようにどの程度用いるかについて、個々のニーズに合わせた柔軟な運用が可能となっている。

カリキュラムを調整することの必要性やそのあり方が検討され、合理的調整としての提供が決定されるのは、児童生徒本人や保護者、教員、学校外の専門家も含めた支援チームによる協同的カリキュラム計画においてである。このような手続きが、カリキュラム・マネジメントとも言える教授学習サイクルの一環として明確に位置付けられていることは重要である。さらに、協同的カリキュラム計画は全国的取り組みであるNCCDと連動しており、NSWシラバスのインクルーシブな実践を下支えしていると考えられる。

今後は、協同的カリキュラム計画の実際と、それを踏まえた実践を把握することが求められる。そして、カリキュラムの調整における限界がどのように把握されているのかを、ライフスキルの現状と課題から明らかにする必要がある。

## 引用文献

- 1) Australian Government Attorney-General's Department (2006) *Disability Standards for education 2005 plus guidance notes*. Commonwealth of Australia, Canberra. 及び山中冴子 (2010) オーストラリア障害児教育施策におけるインテグレーション・インクルーシブ教育—教育結果の追求と障害者差別の禁止—. 発達障害研究, 32(2), 123-134.
- 2) 山中冴子 (2015) オーストラリアにおけるインクルーシブ・カリキュラムに関する動向—ニューサウスウェールズ州を中心に—. 埼玉大学紀要教育学部, 64(1), 47-56.
- 3) Education Council (2018) *Nationally Consistent Collection of Data; school students with disability 2018 guidelines*. Commonwealth of Australia, Canberra.
- 4) 同上.
- 5) オーストラリア政府によるNCCDのサイト (2019年3月12日閲覧)  
<http://www.schooldisabilitydatapl.edu.au/illustrations-of-practice>
- 6) Board of Studies NSW (2012) *NSW Syllabus for the Australian Curriculum: English K-10 syllabus (revised 2013)*. Sydney, 13.
- 7) 同上, 14-15.
- 8) Board of Studies NSWによるNSWシラバス「英語」のサイト (2019年3月12日閲覧)  
<https://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/learning-areas/english-year-10>
- 9) 前掲6, 56-57.
- 10) 前掲6, 25.
- 11) Board of Studies NSW (2011) *English K-6 Support Materials for Students with Special Education Needs 2011; Teaching and learning cycle (updated December 2013)*. Sydney, 4.
- 12) 同上, 9-14.
- 13) 同上.
- 14) NSW Education Standards Authorityによる障害についての説明 (2019年3月12日閲覧)  
<http://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/diversity-in-learning/special-education/students-with-disability>
- 15) NSW Education Standards Authorityによる協同的カリキュラム計画の説明 (2019年3月12日閲覧)  
<http://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/diversity-in-learning/special-education/collaborative-curriculum-planning>
- 16) 前掲11,9-10.
- 17) NSW Education Standards Authorityによるカリキュラム・アクセスの説明 (2019年3月12日閲覧)  
<https://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/diversity-in-learning/special-education/accessing-the-curriculum>
- 18) NSW Education Standards Authorityによる調整の説明 (2019年3月12日閲覧)  
<http://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/diversity-in-learning/special-education/adjustments>
- 19) 同上.
- 20) NSW Education Standards Authorityによるライフスキルの説明 (2019年3月12日閲覧)  
<https://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/k-10/diversity-in-learning/special-education/life-skills>
- 21) NSW Education Standards Authorityによるライフスキル対象者の説明 (2019年3月12日閲覧)  
<http://educationstandards.nsw.edu.au/wps/portal/nesa/11-12/Diversity-in-learning/stage-6-special-education/life-skills/eligibility>
- 22) NSW Education Standards Authority (2017) *English Life Skills: Stage 6 Syllabus*. Sydney, 11.

(2019年3月28日提出)

(2019年4月19日受理)